

平成28年4月15日

放射線診療従事者等 各位

病 院 長

平成28年度1回医学部附属病院放射線診療従事者等の教育訓練の実施について（通知）

このことについて、医学部附属病院放射線障害予防規程第5条の規定に基づき、下記のとおり教育訓練を実施しますので、放射性同位元素等及びエックス線装置等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する方（以下「放射線診療従事者等」という。）は、必ず受講してください。

なお、下記の教育訓練実施日時点において、平成28年度に他学部等で実施の教育訓練を受講された方は、今回の教育訓練は免除されます。また、継続者（現在ガラスバッジの発行を受けている者）については、項目「放射性同位元素等の取扱い」（以下、「安全取扱」と記載）（5月13日、17日実施）の受講を免除します。但し、新規の登録者は今回の教育訓練の項目すべてを必ず受講してください。

安全取扱は予約制になります。予約の際は、別添「安全取扱予約名簿」に記入のうえ、5月6日（金）までに総務課庶務係宛（内線5017、FAX5019）提出願います。

記

（教育訓練）

実施項目	日時・場所
1. 放射線の人体に与える影響 放射線治療科 准教授 吉岡靖生 放射線部 副部長（准教授） 田中壽	平成28年5月12日（木）17:30～19:30 A講堂
2. 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法令 放射線部 講師 巽光朗	平成28年5月16日（月）17:30～19:30 B講堂
3. 放射線障害予防規程等 医療技術部 主任放射線技師 神谷貴史	平成28年5月17日（火）14:00～16:00 B講堂
※上記3項目はすべての従事者が受講が必要です。	※上記いずれかの日程を受講してください。
安全取扱 ※新規の方のみが対象です。	※詳細は本紙裏面をご確認願います。

平成28年8月17日

放射線診療従事者等 各位

病 院 長

平成28年度2回医学部附属病院放射線診療従事者等の教育訓練の実施について（通知）

このことについて、医学部附属病院放射線障害予防規程第5条の規定に基づき、下記のとおり教育訓練を実施しますので、放射性同位元素等及びエックス線装置等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する方（以下「放射線診療従事者等」という。）は、必ず受講してください。

なお、下記の教育訓練実施日時点において、平成28年度に他学部等で実施の教育訓練を受講された方は、今回の教育訓練は免除されます。また、継続者（現在ガラスバッジの発行を受けている者）については、項目「放射性同位元素等の取扱い」（以下、「安全取扱」と記載）（10月19日、20日、21日実施）の受講を免除します。但し、新規の登録者は今回の教育訓練の項目すべてを必ず受講してください。

安全取扱は予約制になります。予約の際は、別添「安全取扱予約名簿」に記入のうえ、10月7日（金）までに総務課庶務係宛（内線5014、FAX5019）提出願います。

記

（教育訓練）（5月実施の第1回講習会のVTRです。）

実施項目	日時・場所
1. 放射線の人体に与える影響 放射線治療科 准教授 吉岡靖生 放射線部 副部長（准教授） 田中壽 2. 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法令 放射線部 講師 巽光朗 3. 放射線障害予防規程等 医療技術部 主任放射線技師 神谷貴史 ※上記3項目はすべての従事者が受講必要です。	平成28年10月18日（火）17：30～19：30 B講堂
安全取扱 ※新規の方のみが対象です。	※詳細は本紙裏面をご確認願います。

(安全取扱について)

安全取扱については、新規の登録者のみが対象です。また、放射線安全委員会により、当該新規者が従事を予定する放射線業務の性質上、追加の教育訓練が必要と判断された方については、別途ご連絡を差し上げますので、下記実施分に加えて、追加の教育訓練の受講をお願いいたします。 申込の際は、別紙の受講予約名簿に職名・氏名を記入し、希望受講時間・受講受付場所に○印を付して下さい。但し、1回の受講者の定員を15名とし、提出の順で定員を締め切りますので、ご了承願います。

なお、定員超過のため、再予約が必要の方には、所属あてに総務課庶務係より連絡いたします。

日 時

- ①核医学検査部門（L階） 平成28年10月20日(木) 17:00～、17:30～、18:00～、18:30～
平成28年10月21日(金) 17:00～、17:30～、18:00～、18:30～
- ②X線診断部門（1階） 平成28年10月19日(水) 17:00～、17:30～、18:00～、18:30～
平成28年10月21日(金) 17:00～、17:30～、18:00～、18:30～

【各時間定員15名】

場 所

放射線診療施設	受付場所
X線診断部門 (放射線部、手術部、高度救命救急センター、歯科治療室、麻酔科外来)	X線検査受付（中診棟1階） 10/19（水）、21（金）
放射線治療部門(密封、非密封)	
核医学検査部門 (インビボ・ポジトロンCT)	核医学検査受付（中診棟L階） 10/20（木）、21（金）

※各施設のうち該当する施設で受講すること。

～．

(教育訓練年間実施予定について)

今年度の放射線診療従事者等の教育訓練は、5月実施の第1回、10月実施の第2回を含めて年3回実施する予定です。

既にガラスバッジが発行されている方については、年度ごとに1度、教育訓練（安全取扱を除く）を受講することが義務づけられています。

つきましては、以下の年間実施予定を参考に、必ず受講するようにしてください。

詳細については、決定次第改めて通知いたします。

今年度開催分を受講しない場合は、来年度のガラスバッジ発行を停止し、放射線診療に従事できなくなりますので、なるべく早い段階で受講し、受講漏れのないようにしてください。

○平成28年度教育訓練年間実施予定 第3回 1月中旬頃

【参 考】

大阪大学医学部附属病院放射線障害予防規程第5条第2項（一部抜粋）

放射線診療従事者等は、**初めて放射線診療施設に立ち入る前及び立ち入った後は1年を超えない期間ごとに**、病院長が行う次の表に示す項目及び時間数以上の放射線障害防止に必要な教育及び訓練を受けなければならない。ただし、これら項目の一部又は全部について十分な知識及び技術を有すると安全委員会に認められた者は、当該項目についての教育及び訓練を免除されることがある。

項 目	時 間 数	
	管理区域に立ち入る者	管理区域に立ち入らない者
(1) 放射線の人体に与える影響	30分	30分
(2) 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い	4時間	1時間30分
(3) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法令	1時間	30分
(4) 放射線障害予防規程等	30分	30分

*継続者については上記の項目について、十分な知識と技能を有すると認め、安全取扱の受講を免除する。

放射線診療従事者等 各位

病 院 長

平成28年度3回医学部附属病院放射線診療従事者等の教育訓練の実施について（通知）

このことについて、医学部附属病院放射線障害予防規程第5条の規定に基づき、下記のとおり教育訓練を実施しますので、放射性同位元素等及びエックス線装置等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する方（以下「放射線診療従事者等」という。）は、必ず受講してください。

なお、下記の教育訓練実施日時点において、平成28年度に他学部等で実施の教育訓練を受講された方は、今回の教育訓練は免除されます。また、継続者（現在ガラスバッジの発行を受けている者）については、項目「放射性同位元素等の取扱い」（以下、「安全取扱」と記載）（1月25日、26日、27日実施）の受講を免除します。但し、新規の登録者は今回の教育訓練の項目すべてを必ず受講してください。

安全取扱は予約制になります。予約の際は、別添「安全取扱予約名簿」に記入のうえ、1月12日（木）までに総務課庶務係宛（内線5014、FAX5019）提出願います。

記

（教育訓練）（5月実施の第1回講習会のVTRです。）

実施項目	日時・場所
1. 放射線の人体に与える影響 放射線治療科 准教授 吉岡靖生 放射線部 副部長（准教授） 田中壽 2. 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法令 放射線部 講師 巽光朗 3. 放射線障害予防規程等 医療技術部 主任放射線技師 神谷貴史 ※上記3項目はすべての従事者が受講必要です。	平成29年1月19日（木）17:30～19:30 B講堂
安全取扱 ※新規の方のみが対象です。	※詳細は本紙裏面をご確認願います。

(安全取扱について)

安全取扱については、新規の登録者のみが対象です。また、放射線安全委員会により、当該新規者が従事を予定する放射線業務の性質上、追加の教育訓練が必要と判断された方については、別途ご連絡を差し上げますので、下記実施分に加えて、追加の教育訓練の受講をお願いいたします。申込の際は、別紙の受講予約名簿に職名・氏名を記入し、希望受講時間・受講受付場所に○印を付して下さい。但し、1回の受講者の定員を15名とし、提出の順で定員を締め切りますので、ご了承願います。

なお、定員超過のため、再予約が必要の方には、所属あてに総務課庶務係より連絡いたします。

日 時

- ① X線診断部門（1階） 平成29年1月25日(水) 17:00～、17:30～、18:00～、18:30～
平成29年1月26日(木) 17:00～、17:30～、18:00～、18:30～
- ② 核医学検査部門（L階） 平成29年1月26日(木) 17:00～、17:30～、18:00～、18:30～
平成29年1月27日(金) 17:00～、17:30～、18:00～、18:30～

【各時間定員15名】

場 所

放射線診療施設	受付場所
X線診断部門 (放射線部、手術部、高度救命救急センター、歯科治療室、麻酔科外来)	X線検査受付（中診棟1階） 1/25（水）、1/26（木）
放射線治療部門(密封、非密封)	
核医学検査部門 (インビボ・ポジトロンCT)	核医学検査受付（中診棟L階） 1/26（木）、1/27（金）

※各施設のうち該当する施設で受講すること。

※ 今年度開催分を受講しない場合は、来年度のガラスバッジ発行を停止し、放射線診療に従事できなくなりますので、今回必ず受講し、受講漏れのないようにしてください。

～．

【参 考】

大阪大学医学部附属病院放射線障害予防規程第5条第2項（一部抜粋）

放射線診療従事者等は、**初めて放射線診療施設に立ち入る前及び立ち入った後は1年を超えない期間ごとに、**病院長が行う次の表に示す項目及び時間数以上の放射線障害防止に必要な教育及び訓練を受けなければならない。ただし、これら項目の一部又は全部について十分な知識及び技術を有すると安全委員会に認められた者は、当該項目についての教育及び訓練を免除されることがある。

項 目	時 間 数	
	管理区域に立ち入る者	管理区域に立ち入らない者
(1) 放射線の人体に与える影響	30分	30分
(2) 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い	4時間	1時間30分
(3) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法令	1時間	30分
(4) 放射線障害予防規程等	30分	30分

*継続者については上記の項目について、十分な知識と技能を有すると認め、安全取扱の受講を免除する。

平成29年2月15日

放射線診療従事者等 各位

病 院 長

新年度採用者及び平成28年度未受講者対象の教育訓練の実施について（通知）

このことについて、医学部附属病院放射線障害予防規程第5条の規定に基づき、別紙1のとおり教育訓練を実施しますので、放射性同位元素等及びエックス線装置等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する方（以下「放射線診療従事者等」）は、必ず受講してください。

なお、既に今年度病院実施の教育訓練（講習会）及び他学部等で実施の教育訓練（講習会）を受講された方は、今回の教育訓練（講習会）は免除されます。

新規の登録者は今回の講習会及び実習を必ず受講してください。ただし、継続登録者（現在ガラスバッジの発行を受けている者）については、実習の受講を免除します。

なお、実習は予約制です。予約の際は、各部署で取りまとめて別紙の実習受講者名簿に記入のうえ、3月10日（金）までに総務課庶務係宛メール（ibyou-soumu-syomu@office.osaka-u.ac.jp）宛ご提出願います。

（警 告）

平成28年度教育訓練未受講者各位

今回が今年度最後の教育訓練となります。今回の教育訓練を受講されなかった場合は来年度のガラスバッジの発行を停止し、放射線診療施設への立入り及び放射性同位元素・エックス線装置等の取扱いができなくなりますので、今年度未受講者は必ず受講してください。

(講習会)

日時・場所

平成29年3月16日(木) 17:30~19:30 C講堂

題目

◇放射線の人体に与える影響(30分)

放射線治療科 准教授 吉岡 靖生

放射線部 副部長(准教授) 田中 壽

◇放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法令(1時間)

放射線部 講師 巽 光朗

◇放射線障害予防規程等(30分)

医療技術部 主任放射線技師 神谷 貴史

*今回の講義は平成28年5月開催の講習会のビデオ上映です。

(実習) ※新規の登録者のみ

実習予約申込の際は、別紙の受講者名簿に職名・氏名を記入し、希望受講時間・受講受付場所に○印を付して3月10日(金)までに総務課庶務係宛に提出願います。

但し、1回の実習受講者の定員を15名とし、提出の順で定員を締め切りますので、ご了承ください。

なお、定員超過のため、再予約の必要がある方には、所属あてに総務課庶務係より連絡いたします。

日時 平成29年3月21日(火) 17:00~ **【時間厳守】**

場所

放射線診療施設	受付場所
X線診断部門 (放射線部、手術部、高度救命救急センター、未 来医療センター、歯科治療室、麻酔科外来)	X線検査受付(中診棟1階)
放射線治療部門(密封、非密封)	
核医学検査部門 (インビボ・ポジトロンCT)	核医学検査受付(中診棟L階)

※各施設のうち該当する施設で受講すること。

【参 考】

大阪大学医学部附属病院放射線障害予防規程第5条第2項（一部抜粋）

放射線診療従事者等は、**初めて放射線診療施設に立ち入る前及び立ち入った後は1年を超えない期間ごと**に、病院長が行う次の表に示す項目及び時間数以上の放射線障害防止に必要な教育及び訓練を受けなければならない。ただし、これら項目の一部又は全部について十分な知識及び技術を有すると安全委員会に認められた者は、当該項目についての教育及び訓練を免除されることがある。

項 目	時 間 数	
	管理区域に立ち入る者	管理区域に立ち入らない者
(1) 放射線の人体に与える影響	30分	30分
(2) 放射性同位元素等又は放射性発生装置の安全取扱い	4時間	1時間30分
(3) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法令	1時間	30分
(4) 放射線障害予防規程等	30分	30分

※継続者については上記の項目について、十分な知識と技能を有すると認め、実習の受講を免除する。